保険医療機関及び保険医療養担当規則等についての書面掲示事項

医療情報取得加算

　・オンライン資格確認を行う体制を有していること

　・当該医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健康診断情報その他必要な診療情報を取得・活用して診察を行うこと

医療DX推進体制整備加算

　・医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うこと

　・具体的には

1. 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関であること
2. マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療期間であること
3. 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組みを実施している保険医療機関であること

明細書発行体制等加算

　・算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付していること

一般名処方加算

　・医薬品の供給状況や、令和6年10月より長期収蔵品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となることを踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分説明すること